

「福知山市インターネット上の誹謗中傷や差別等の防止及び被害者支援等に関する条例（案）」
に対するパブリックコメント募集結果

「福知山市インターネット上の誹謗中傷や差別等の防止及び被害者支援等に関する条例（案）」に対するパブリックコメントについて意見の概要とそれに対する市の考え方をまとめましたので公表します。

1 結果概要

- (1) 募 集 期 間 令和7年12月24日（水）から令和8年1月19日（月）まで
- (2) 提 出 者 数 11人
- (3) 提 出 件 数 49件

2 意見の概要と市の考え方

別表のとおり

御協力いただきありがとうございました。

「福知山市インターネット上の誹謗中傷や差別等の防止及び被害者支援等に関する条例」パブリックコメント結果（別紙）

	条文との対応	意見	回答案
1	第2条関係 定義 第1号 誹謗中傷等	門地の後に「出自」を加えるべきではないかと思います。これまでの計画等において出自は門地や社会的身分あるいは世系に含まれ同意義に扱われてきたが、部落の歴史的経緯や現状のインターネット上の部落差別また戸籍等の不正取得をみると、根底は属地性・属人性にあります。また行政が行う各種意識調査において門地や社会的身分を意識し対象とした設問があるとは思えません。ネット上の悪意ある部落差別が人権侵害であることを明確に意思表示するため『誹謗中傷等』に出自を加えるべきと考えます。	部落の歴史的経緯や現状のインターネット上の部落差別また戸籍等の不正取得について、その差別の根底に属地性・属人性にあるとの指摘そのものはしっかりと受け止めたいと考えます。また、この条例において「門地」、「社会的身分」は、「出自」と同意義に捉えて使用しています。
2	第2条関係 定義 第2号 市民	(定義) 第2条の(2)について 「市民 市内に <u>住所を有し、勤務し、</u> 若しくは在学する者又は市内で活動する者をいう。」と条文にありますが、「且つ」なのか「又は」なのか解釈が難しいと思います。「 <u>居住、勤務し</u> 」の表現にすべきだと思います。	福知山市自治基本条例の定義にならい文言を修正します。
3	第2条関係 定義 第2号 市民	「市民」の定義について、条文では「市内に住所を有し、勤務し、若しくは在学する者又は市内で活動する者をいう。」とありますが、市民には波線部が「且つ」なのか「又は」なのか解釈が難しいと思います。 福知山市自治基本条例での「市民」の定義にならい、誰にとっても容易に理解のできる表現にすべきです。	

「福知山市インターネット上の誹謗中傷や差別等の防止及び被害者支援等に関する条例」パブリックコメント結果（別紙）

	条文との対応	意見	回答案
4	第2条関係 定義 第4号 被害者	第2条の（4）について被害者 誹謗中傷等により <u>平穏な日常生活</u> 、経済活動等を害された者をいう 「平穏」とは静かで穏やか、何事もなく安らかであることを意味しているので市民全員が対象にならないのではと思います。	現に差別され、平穏な日常を送っていないと感じておられる市民も存在されていると考えます。本条例では、そうした方の思いをしっかりと受け止めて、全ての市民の人権が尊重された地域の実現をめざします。
5	第7条関係 連携協力	第7条に、国や京都府との連携とあるが、具体的にどのような連携があるのか。 民生児童委員協議会の中に在る研究部会の企画総務部会が 差別問題や人権侵害を取り扱う所で在るが 最近の活動としては災害時の対応などが多く民連にも連携依頼されてはいかがですか？	教育啓発や削除の要請の実施などに関し国や京都府と連携して実施していきます。 その他、条例の周知に関しては、民生児童委員協議会のほか、市民と直接かかわりが深い団体と連携していきたいと考えています。
6	第8条 施策	インターネットを利用する中で誰もが人権侵害の加害者にも被害者にもなる可能性があります。市民に啓発していく中でインターネット上での人権侵害防止の重要性をわかりやすく啓発していただきたい。	市民への啓発についてはわかりやすいものになるよう内容や手法を工夫していきます。
7	第9条関係 教育及び啓発	第9条について幅広い年代に応じたインターネットリテラシーを学ぶ機会の提供に関しては、子ども向けの学習教材を作成し、発達段階に応じた指導をお願いします。	世代に応じたインターネットリテラシーの啓発資料を作成する予定としています。
8	第9条関係 教育及び啓発	市民に対して身近な条例となるようにどう周知していくのか、周知できなければ条例を通しての市の姿勢や条例の内容も知らない、被害者が相談窓口もわからぬことになります、どのように周知していくのかが問われると思います。 ※広報ふくちやま・市のホームページ・LINE・出前講座・公民館講座・企業での研修・学校での講座など	市民への周知としては、広報ふくちやま・市のホームページ・LINE・出前講座・公民館講座・企業での研修・学校での講座などを通し、あらゆる機会に様々な方法で広報、啓発をしていく予定としています。

「福知山市インターネット上の誹謗中傷や差別等の防止及び被害者支援等に関する条例」パブリックコメント結果（別紙）

条文との対応	意見	回答案
9 第9条 関係 教育及び啓発	<p>被害を減らすためには、発生後の対応だけでなく、中傷や差別を未然に防ぎ、人権侵害を「してしまう側」を生まないよう、以下の点について具体的にすることを求めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①学校や地域におけるインターネットリテラシー教育、人権教育の推進 ②誹謗中傷や差別的言動が他人に与える影響についての市民や企業等への啓発 ③若年層やその他の幅広い世代を対象とした継続的な啓発 ④根拠のない迷信や偏見についての正しい理解を促すための啓発 <p>根拠のない迷信や偏見が、差別的言動として拡散されることもあります。例えば、特定の生まれ年であることを理由にした女性差別や出生差別です。人権尊重および科学的根拠に基づいた正しい理解を促すための啓発についても、人権教育の一環として位置付けることが重要であると考えます。条例または運用指針において、これらの予防教育・啓発活動の取組を位置付けることが必要だと思います。</p>	<p>ご意見をいただいた4点に関して人権教育・啓発の一環として実施する予定としています。特に若年層へのインターネットリテラシーを重点に実施します。</p>

「福知山市インターネット上の誹謗中傷や差別等の防止及び被害者支援等に関する条例」パブリックコメント結果（別紙）

	条文との対応	意見	回答案
10	第9条関係 教育及び啓発	<p>第9条に、幅広い年代に応じたインターネットリテラシーを学ぶ機会を提供する、とあるが、どのような取組みを行うのか。</p> <p>殆どの子どもたちが 幼いころからネット環境の中で育っていて親よりも子の方が使い方を熟知している。幾ら規制をかけても直ぐに抜け穴を見つけて対応してくるので 保育園や小学校等できるだけ早い段階で先生、生徒、保護者にネットの使い方や危険性を学ばせることが急務化と思う。</p> <p>昨今の虐めが巧妙化してきているのと子どもたちや親同士のグループLINEにおいて虐めの話も良く耳にするようになっている。</p>	若年層やその保護者に対しては学校等を通じた啓発の取組を行っていきます。
11	第9条関係 教育及び啓発	<p>第9条（教育及び啓発）の（2）教材等の情報提供</p> <p>インターネット上で権利侵害を受けた時に、誰ひとり泣き寝入りをすることのないように条例の理念を広く周知してください。インターネット条例では難しい文言が多くあり理解しにくい文もあるので「こども版」などの学習教材を作成し、児童生徒が理解できるよう発達段階に応じた指導をお願いしたい。</p>	小中学生向けのネットリテラシー教育資料を作成する予定としており、その中で条例の理念もあわせて周知していくたいと考えています。

「福知山市インターネット上の誹謗中傷や差別等の防止及び被害者支援等に関する条例」パブリックコメント結果（別紙）

	条文との対応	意見	回答案
12	第9条関係 教育及び啓発	<p>第9条で、幅広い年代に応じたインターネットリテラシーを学ぶ機会を提供するために実施する施策として、(2)「教材等の情報提供」が規定されています。</p> <p>インターネットは年齢や性別を問わず、生活を便利してくれる欠かせないツールとなっていますが、一方で、インターネット上では個人等への誹謗中傷、差別情報の拡散による差別の助長・誘発、SNSを悪用した犯罪など、様々な問題が急速に深刻化しています。</p> <p>小学生がインターネットを利用する際には、特に注意が必要です。ネットいじめ、SNSを通じた性犯罪被害など、児童が被害者となる事件が後を絶ちません。</p> <p>学校教育課程で、インターネットリテラシーを学ぶ機会を保障してください。また、児童向けのインターネット条例の学習教材を作成し、学習のなかで活用してください。</p>	<p>小中学生向けのネットリテラシー教育資料を作成する予定としており、その中で条例の理念もあわせて周知していきたいと考えています。</p>
13	第9条関係 教育及び啓発	<p>小学生がインターネットを利用する際には、日頃、子どもに関わっておられる先生や大人が常に気配りをする必要が重要なってきています。ネットいじめ、SNSを通じた性犯罪など、多数の子どもが被害者になっている事件が後を絶ちません。学校教育課程でインターネットリテラシーを学ぶ機会を保障してください。</p>	

「福知山市インターネット上の誹謗中傷や差別等の防止及び被害者支援等に関する条例」パブリックコメント結果（別紙）

	条文との対応	意見	回答案
14	第9条関係 教育及び啓発	市民がインターネット上で権利侵害を受けた時に、誰ひとり泣き寝入りをすることのないように条例の理念を広く周知してください。特に、児童生徒がSNS等を介したいじめや犯罪の被害を受ける事件が増えています。条例の「子ども版」などの学習教材を作成して、児童生徒が理解できるよう発達段階に応じた指導をお願いします。	小中学生向けのネットリテラシー教育資料を作成する予定としており、その中で条例の理念もあわせて周知していきたいと考えています。
15	第9条 教育及び啓発 第10条関係 被害者の相談支援	インターネットリテラシーの向上や相談体制など、地域の実態を踏まえた検討体制を望みます。 特に子どもたちは、インターネットは非常に便利なツールです、匿名性や手軽さから、誹謗中傷やプライバシー侵害が容易に行われてしまうという問題もあります。スマートフォンの普及によりインターネットに日常的にアクセスしており、誹謗中傷やいじめの加害者・被害者にもなりえる状況です。 インターネット上のトラブルが原因で命を絶ってしまう事もあるのでしっかりと、誹謗中傷や差別の被害に遭った子どもたちが安心して相談できる窓口や支援体制、学習教材の整備されることを望みます。	被害者が安心して利用できる支援になるよう職員の相談や専門相談の設置、関係機関との連携を行っていくとともに様々な媒体を活用し窓口の周知を行います。あわせてインターネットリテラシーやインターネット上の人権問題に関する啓発資料を作成し活用していく予定としています。

「福知山市インターネット上の誹謗中傷や差別等の防止及び被害者支援等に関する条例」パブリックコメント結果（別紙）

	条文との対応	意見	回答案
16	第9条 教育及び啓発 第10条関係 被害者の相談支援	<p>インターネットで特定の地域を指して「部落(同和)地区」と表現し、治安面での不安を煽るような誤った情報が流されています。また、差別的な動画が投稿され、無意識のうちに偏見を助長する危険性もあります。</p> <p>これらの行為は、部落の人達の個人の名誉やプライバシーを侵害し、人権を深く傷つけるものであり、許されるものではありません。</p> <p>先ほどと同じように安心して相談できる窓口や支援体制、学習教材の整備されることを望みます。又、リーフレットの作成をし、活用も検討してください</p>	<p>被害者が安心して利用できる支援になるよう職員の相談や専門相談の設置、関係機関との連携を行っていくとともに様々な媒体を活用し窓口の周知を行います。あわせてインターネットリテラシーやインターネット上の人権問題に関する啓発資料を作成し活用していく予定としています。</p>
17	第10条関係 被害者の相談支援	<p>条例案では被害者支援の必要性が示されていますが、被害者が実際に「安心して利用できる支援」につながるよう、以下の点について具体的にすることを求めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①被害者が相談しやすい専用相談窓口の設置および周知 ②電話・オンライン等、複数の相談手段の確保 ③心理的ケアや法的助言につなぐための専門機関・専門職との連携 ④一度の相談で終わらせない、継続的なフォローアップ支援 <p>被害者は強い不安や恐怖を抱えていることが予想され、制度があっても利用しにくい状況に置かれる可能性があります。条例本文または運用指針において、被害者に寄り添った支援体制を示して、実際に被害を受けた人が安心できる環境を作ることが必要だと思います。</p>	<p>被害者が安心して利用できる支援になるよう職員の相談や専門相談の設置、関係機関との連携を行っていきます。</p> <p>具体的には職員で受ける相談のほか、法律相談の設置を検討しています。また、市役所の関係課や関係機関と連携し、心理的ケアやフォローアップにつなげていきたいと考えています。</p>

「福知山市インターネット上の誹謗中傷や差別等の防止及び被害者支援等に関する条例」パブリックコメント結果（別紙）

	条文との対応	意見	回答案
18	第10条関係 被害者の相談支援	被害を受けた人が泣き寝入りをしなくてよいための方策を具体的に示す必要があります。市役所や人権施設に行って相談することに、敷居やハードルが高いと感じることがないようにしてほしいと思います。	被害者が安心して利用できる支援になるよう職員の相談や専門相談の設置、関係機関との連携を行っていきます。
19	第10条関係 被害者の相談支援	<p>第10条で、相談窓口の設置や支援について規定されています。 (1)では、相談内容に応じた必要な情報の提供及び助言となっています。運用面の話になるのかもしれません、被害者の心理的・精神的・身体的な負担を軽減・解消する寄り添った支援がおこなわれるのでしょうか?</p> <p>2025年3月に公表された「京都府人権教育・啓発推進計画に関する府民調査報告書」では、人権侵害を受けた際の対応についての質問で、約43%が「なにもしないでそのままにした」と回答しています。多くの府民は、人権侵害を受けても泣き寝入りしている実態が明らかとなっています。あってはならない事態です。</p> <p>被害者に寄り添った相談支援を行うため、専門研修を受講したピアサポートなど当事者性を担保した「相談しやすい」相談支援体制の整備や、必要な資質を有した人材の育成のあり方などをぜひご検討いただきたい。</p> <p>また、(2)では、専門的知識を有する機関の紹介となっています。被害者が削除を要請する場合、申出フォーム上で「侵害されたとする法的権利」や「権利侵害の理由」などを記載することとなります。法的な知識や事務スキルが必要です。専門機関の紹介に留まることなく、市と専門家による共同作業として支援するようお願いします。</p>	被害者が安心して利用できる支援になるよう職員の相談や専門相談の設置、関係機関との連携を行っていくとともに様々な媒体を活用し窓口の周知を行います。（16と同じ）

「福知山市インターネット上の誹謗中傷や差別等の防止及び被害者支援等に関する条例」パブリックコメント結果（別紙）

	条文との対応	意見	回答案
20	第10条関係 被害者の相談支援	当該内容では条例が形骸化しないか危惧します。 第10条の被害者の相談支援については、単に被害者から「相談」があったときの交通整理が記載されているにすぎず福知山市が被害者を救済する方法や道筋が未記載であり、条例の目的が達成されるのかどうか疑問です。 ネット上の部落差別や人権侵害に対する具体的な削除要請などについて、被害者に自分には味方がいるという実感や展望が生まれるような実効性の高い「被害者支援」の内容を示し必要な施策を記載していただきたいと思います。	被害者の支援に関して、条文には詳細な内容は規定しません。運用マニュアルを作成し被害者に寄り添った相談体制の構築を図ります。
21	第10条関係 被害者の相談支援	被害者に寄り添った相談体制の充実を図られたい。当事者が「相談しやすい」支援体制の整備や、必要な資質を有した人材の育成のあり方を検討していただきたい。	条例の施行に際し、職員に対しインターネット上の人権問題等に関する研修を実施する予定としています。
22	第10条関係 被害者の相談支援	第10条の被害者の相談支援については、相談の交通整理が記載されているにすぎず、人権施策推進計画に掲げる保護救済の目的・内容が具現化されるのかどうか疑問です。	被害者の支援に関して、条文には詳細な内容は規定しません。運用マニュアルを作成し被害者に寄り添った相談体制の構築を図ります。
23	第11条 行為者に対する施策	11条（行為者に対する施策）、15条（説示又は助言）で、不当な差別的言動に係る侵害情報を発信した者への市としての対応が明記されているが、果たして誹謗中傷や差別行為を抑止できるか危惧しております。命に関わる問題として被害者にも加害者にもならないために、鳥取県人権尊重の社会づくり条例のように削除要請に応じない場合は投稿者の公表や行政罰としての過料などを盛り込んださらに踏み込んだ条例の改正を望みます。	インターネット上の誹謗中傷や差別等の状況を鑑み、早期の条例制定をめざし、本条例に罰則規定を設けませんでした。今後の情勢を注視し、必要に応じて改正について検討します。

「福知山市インターネット上の誹謗中傷や差別等の防止及び被害者支援等に関する条例」パブリックコメント結果（別紙）

	条文との対応	意見	回答案
24	第11条 行為者に対する施策	基本施策第8条（3）で行為者を発生させないための施策で、第11条では行為者の相談に応じて助言等を行うほか、行為者に対する必要な施策を実施するものとするとあります。確かに行為者を発生させないために相談等は、誹謗中傷を抑制しさる被害拡大を防止することに繋がります。被害者・行為者をどう支援等するか条例の運用に期待します。	誹謗中傷を抑制し被害拡大を防止するため、世代に応じたインターネットリテラシーの教育・啓発、被害者・行為者に寄り添った相談支援を行います。
25	第11条 行為者に対する施策	行為者に対する施策が「助言等を行うほか」、「必要な施策」とはどのようなものが想定されるかわかりません。実社会やネット上で悪意をむき出しに居直る行為者が増加するなか、必要な施策を明示することが必要と考えます。 現時点において、行為者（故意・過失を含む）が人権侵害を起こした当事者であるとして、あるいは侵害したかもしれないとして、これまでに市の相談窓口を訪れたケースが存在するのでしょうか。その場合、どのようなことが「必要な施策」として講じられたのでしょうか。行為者に対する、これまでの「必要な施策」とネット上の「必要な施策」にどのような違いがあるのか明示（提示）していただきたいと思います。	これまで差別事件が発生した場合は、被害者からの相談を受けるとともに行為者への聴き取りや教育・啓発を行ってきました。 ネット上の行為にはこれまで行ってきたことを継続するほか、直接またはダイレクトメッセージ等を通じて行為者へ侵害情報の削除を求めていきます。
26	第13条 意見表明	「意見表明」の規定が設けられることについて高く評価します。インターネットを通じて、誰もが人権侵害の加害者にも被害者にもなる可能性があります。 意見表明によって、行為者に2度と差別的言動を繰り返さないという反省を促すメッセージでもあるので重要な取り組みになります。	意見表明は、差別的な言動の拡散や新たな差別を抑止するための重要な取組と位置付けています。

「福知山市インターネット上の誹謗中傷や差別等の防止及び被害者支援等に関する条例」パブリックコメント結果（別紙）

	条文との対応	意見	回答案
27	第13条 意見表明	<p>「意見表明」の規定が設定されていることによって、市として差別は許さないという姿勢を明確に表すことは大変重要なことだと思います。</p> <p>意見表明は行為者に反省を促すメッセージであるとともに、市民の関心と理解を深める重要な取り組みになります。</p>	意見表明は、差別的な言動の拡散や新たな差別を抑止するための重要な取組と位置付けています。
28	第13条 意見表明	<p>「意見表明」の規定が設けられることについて、高く評価します。</p> <p>悪意をもって差別を助長・誘発しようとする差別的言動に対して、市として差別は許さないという姿勢を明確に表すことは大変重要なことだと思います。</p> <p>インターネットは現代社会において欠かせない便利なツールですが、インターネットの利用を通じて、誰もが人権侵害の加害者にも被害者にもなる可能性があります。</p> <p>意見表明は行為者に反省を促すメッセージであるとともに、市民の情報モラルへの関心と理解を深めることにも繋がる重要な取り組みになります。</p>	
29	第14条 削除の要請	<p>差別的言動に対する市の措置として、「特定電気通信役務提供者に対する当該侵害情報の削除の要請又は関係機関への通報を行うことができる。」とありますが、波線部の「又は」では、いずれかの一方と解釈できます。</p> <p>場合によってはいずれも必要な措置となるので、両方の措置を執ることができる旨の表現にすべきです。</p>	特定電気通信役務提供者に対する当該侵害情報の削除の要請と関係機関への連携は合わせて実施しますので、両方の措置を採ることが読み取れるような表記に変更します。

「福知山市インターネット上の誹謗中傷や差別等の防止及び被害者支援等に関する条例」パブリックコメント結果（別紙）

	条文との対応	意見	回答案
30	第14条 削除の要請	投稿された差別書き込みや動画は一瞬で拡散するため、モニタリングの頻度を増やし、不適切な投稿に迅速な対応を行う必要があると思います。	インターネットモニタリングを継続的に実施し、差別書き込み等の早期発見や迅速な対応に努めます。
31	第14条 削除の要請	ここに定める指針が公表されていませんので、削除要請に至るまでの工程や認定判断の基準の濃淡が分かりません。指針が実効性を伴う充実した内容となることを期待しています。	指針に基づき公平・公正また迅速に削除の要請等を実施していきます。
32	第15条 説示又は助言	指針の内容や効力は分かりませんが、ネット上における差別の現状や解決に要する手間と時間、また居直る運営事業者や行為者には「説示又は助言」では弱く、届かないと思います。もう少し踏み込んだ条文内容が必要であると考えます。	行為者に対しては説示又は助言を行うことと合わせて、第11条に規定する情報提供や指導等も行います。
33	第13、14、15条 意見表明、削除の要請、説示又は助言	「意見表明」、「削除の要請」、「説示又は助言」を市が行うと示されており、もちろん市長名で実施されるものと理解していますが、他の市町村に先がけ、市をあげて一丸となって取り組んでいくという本気度を示すためにも、あえて市長名で実施する旨を条例中に明記してはどうでしょうか	「意見表明」、「削除の要請」、「説示又は助言」については市長名で実施することとなります。 地方公共団体である福知山市の長は市長であり、自明であるため条例中には明記していません。
34	第13、14、15条 意見表明、削除の要請、説示又は助言	この条例の運用について、特に第13条、14条、15条など、客觀性、公平性ということの担保が必要と考えるが、恣意的な運用にならないような仕組みなど、どう考えているか。	第13条から第15条の意見表明、削除の要請、説示又は助言の実施に際しては、あらかじめ福知山市人権尊重条例に規定する福知山市人権問題協議会の意見を聴取したうえで実施することとします。 ただし緊急を要するケースでは実施後に同協議会に報告することとします。

「福知山市インターネット上の誹謗中傷や差別等の防止及び被害者支援等に関する条例」パブリックコメント結果（別紙）

	条文との対応	意見	回答案
35	罰則について	愉快犯的に誹謗中傷をしている行為者に対しては、罰則の条文を設ける必要があると思います。	条例施行によりインターネット上の誹謗中傷や差別を許さないという市としての姿勢を示し、被害者も行為者も発生させないよう施策を推進していきます。
36	条文の表記について	条例には是非ふりがなを付けてください。	条例を周知するための資料には、必要に応じてふりがなを付けるなど誰にでもわかりやすい周知に努めます。
37		条例にはふりがなを付けてください。	
38		条例には是非ふりがなを付けてください。	
39	その他	誹謗中傷や、差別発信を行っている人の殆どが拡散されていく中で 内容が変わっていき自身のサイトを見てもらうための手段となっていて只々愉快や営利目的に執着していると思われる。発信者の開示請求などに時間が掛かるのも考えてほしい。早期発見、早期削除、早期勧告が絶対条件になると思う。	インターネットモニタリングを継続的に実施し、差別書き込み等の早期発見や迅速な対応に努めます。
40	賛同	福知山市がインターネット上の誹謗中傷や差別等の防止及び被害者の支援をする条例を制定しようということに賛同します。	条例の施行により一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを推進します。
41	賛同	福知山市が、インターネット上の誹謗中傷や差別等による人権侵害に対し、自治体として差別を許さない姿勢を示し、被害者支援を目的とした条例を制定しようとしていることについて、賛同します。インターネット上の人権侵害は、被害者の尊厳を著しく傷つけ、精神的・社会的に深刻な影響を及ぼすものであり、福知山市がこの条例により被害者支援を行う意義は大きいと思います。	

「福知山市インターネット上の誹謗中傷や差別等の防止及び被害者支援等に関する条例」パブリックコメント結果（別紙）

	条文との対応	意見	回答案
42	賛同	今回、福知山市においてインターネット上の人権侵害の防止及び被害者の支援に関する条例が制定されることについては、福知山市の差別を許さない社会の実現に向けての姿勢に賛同いたします。	条例の施行により一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを推進します。
43	賛同	今回、福知山市においてインターネット上の人権侵害の防止及び被害者の支援に関する条例が制定されることについては、福知山市の差別を許さない社会の実現に向けての姿勢に賛同いたします。	
44	賛同	インターネット上の誹謗中傷が社会問題となっている中、福知山がこのような条例を制定しようとされていることへの賛同をいたします。	
45	賛同	今回、福知山市においてインターネット上の人権侵害の防止および被害者の支援に関する条例が制定されることについて、賛同いたします。	
46	賛同	今回、福知山市においてインターネット上の人権侵害の防止及び被害者の支援に関する条例が制定されることについては福知山市の差別を許さない社会、の実現に向けての姿勢に賛同いたします。	
47	全体	全ての市民がインターネットの情報を有効に使えるわけではない現状があることを市としてしっかり知った上で対策をお願いします。	

「福知山市インターネット上の誹謗中傷や差別等の防止及び被害者支援等に関する条例」パブリックコメント結果（別紙）

	条文との対応	意見	回答案
48	全体	<p>ネット上では部落差別やいじめなど人権侵害を挑発的に煽り誘発するコンテンツが増加しています。これらは、怒りや侮辱を增幅し社会分断を生み連帯感を喪失する結果となっています。特に社会的弱者や少数者の痛みや弱さにつけこみ、打ち据え、搾取する行為により閲覧やコメントを稼ぐ実態があります。これらの行為者の中には、悪びれることなく、表現の自由や学術目的と称して居直りネットで差別行為を繰り返しています。これらに対して、抗議や裁判など個人でたたかうことしかできない現況に対して、福知山市が当該条例を制定されることは大いに励まされ勇気づけられます。人権施策を先進的に取り組んできた福知山市の意気込みが見える条例になることを期待しています。</p> <p>次に、差別のない人権社会の構築と被害者が救済され未来展望がもてる実効性のある条例となりますことを切に願い、意見を表明します。</p>	条例の施行により一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを推進します。
49	全体	この条例が、単なる理念にとどまらず、被害者が実際に救われる制度として機能することを強く望みます。	